

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議 長	副議長	委 員 長	事務局長	局長補佐	係 長	担 当	文書取扱主任
起 案 日	令和4年3月24日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決 裁 日	令和4年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号				公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)		四万十市情報公開条例第9条に該当 ()	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和4年3月16日(水)		
				会議時間	10時00分～11時20分		
出席委員	委 員 長 松 浦 伸			委 員 西 尾 祐 佐			
	副 委 員 長 寺 尾 真 吾						
	委 員 宮 崎 努						
	委 員 川 村 一 朗						
	委 員 安 岡 明			欠席委員			
	委 員 垣 内 孝 文						
その他	議 長 小 出 徳 彦						
執行部出席者	総務課長補佐 戸 田 裕 介			地域企画課長補佐 宮 崎 勝 也			
	〃 人事係長 佐 田 公 洋			【所管外】			
	〃 主査 吉 藤 諒			市民病院事務局長 原 憲 一			
	地震防災課長 山 本 聡			市民病院事務局次長 竹 本 志 郎			
	〃 地震防災係長 有 光 浩						
	財政課長 田 能 浩 二						
	地域企画課長 篠 田 幹 彦						
事務局	事務局長 西 澤 和 史						
	局長補佐 桑 原 由 香						
記 録							
<p>令和4年3月定例会において、本委員会に付託を受けた議案7件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。</p>							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた「第 22 号議案 四万十市高度無線環境整備推進事業基金条例」について審査を行った。

【説明：山崎企画広報課長】

今年度光ファイバー未整備地区に超高速ブロードバンド環境の整備として、四万十市高度無線環境整備推進事業を行った。この事業に係る経費について、高知県高度無線環境整備推進事業交付金を活用するため、基金を設置するもの。この制度は、事業実施の当該年度が対象ではなく、後年度に市町村が支出する経費に対し支援することになっており、事業の財源として辺地債を借入れ充当し、この起債償還金が、交付金の支給対象となる。基金への積立て完了後に県へ実績報告を行い、交付していただく流れ。この交付金を受け入れるために、新たに基金条例を制定する必要が生じた。なお、基金への積立て後の取崩しは、元本償還が始まる令和 6 年度から。

【質疑：安岡委員】

今年度八束、後川、蕨岡方面が終わった。下田の場合は、どうだったか。

【答弁：山崎企画広報課長】

この県の制度自体が今年度創設されたもので、今年度整備が終わった後川、蕨岡、八束に対する支援制度。

【質疑：宮崎委員】

第 2 条に「必要な経費を控除した額を積み立てる」、とあるが必要な経費とは、どんなものがあるのか。第 2 条で、「基金の運用から生じる利益」という文言があるが、基本的に最も確実かつ有利な方法というのは、預金であるので、ここの「基金の運用」という言い回しがあるのか。「基金から生ずる利益については」という文言で特に問題ないのではないか。

【答弁：山崎企画広報課長】

積立ての具体的なことを少し説明すると、辺地債の償還利息を令和 4 年 9 月と令和 5 年 3 月の 2 回に支払う必要がある。交付金の決定の内容にはこの償還利息の支払いも含まれているので、先に一般会計で払い、残りを基金に積み立てることで、県の交付金が支払われることになっている。その必要経費については、基金利息。

もう 1 点目については、ほかの基金条例を参考にした。例えば施設等の整備基金条例や鉄道経営助成基金条例についても、同様に記載がある。

【質疑：宮崎委員】

全部にこの文言を入れているが、実際に四万十市では、中村市時代から、基金運用して何かをしたということはない。そこはまた、改選後の総務常任委員会で、全国の事例もみていく必要あるのかなと思う。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第 23 号議案、四万十市過疎地域持続的発展計画フォローアップ委員会設置条例」について審査を行った。

【説明：篠田西土佐総合支所長兼地域企画課長】

過疎計画については、昨年 9 月議会でお認めいただいております。令和 3 年度から 5 年間で計画を進めているところ。

この計画については、今回、国から求められている中に、計画の達成状況の評価に関する事項があり、本市においても、委員会を設置し評価をする。所掌事項としては、過疎計画の進捗状況の検証及び評価、計画の修正、追加に関することの検討。

国からこの計画の策定等については、民間の方の意見も取り入れるようにという通知もあり、委員は民間の方10名以内で組織していきたい。例えば、地区の区長会、また自主防災組織、高齢者・福祉の関係、観光、教育分野、商工業、農林水産等の分野から、委員を選任していきたい。任期は2年。委員の報酬については、議決後、規則で定める。

【質疑：宮崎委員】

この計画は5年間で、フォローアップなので当然やった事業を検証していくという形。令和7年度で事業終了時に全員やめてしまったら、どうなるのか。7年度末までの事業がどうだったかという評価は、8年じゃないと出来ないと思う。その点どういう考え方になるのか。

【答弁：篠田西土佐総合支所長兼地域企画課長】

過疎計画は5年の期間だが、10年スパンで動いている計画。2年ずつで、6年目、7年目、8年目、また新たな計画策定に向けても検討していただくことになるのではないかと考えており、続けていきたい。

【質疑：西尾委員】

このフォローアップ委員会は、年にどれぐらいの開催を予定して、報告はどのようなふうに考えているのか。

【答弁：篠田西土佐総合支所長兼地域企画課長】

3年度の事業等の評価については、令和4年の6月から9月の間に1度、委員会を開きたい。年に1度ということで予算計上している。報告については、民間の方の御意見等を、地域企画課でまとめ、市長まで上げていく。

【質疑：西尾委員】

それを公開するという手段は考えてないか。

【答弁：篠田西土佐総合支所長兼地域企画課長】

内容によって、公開すべきものがあれば、公開していく必要もあろうかと思う。評価、検討する中で、議会に上げていくとなると、計画の変更、重要な変更という部分になってくると思う。一般へのお知らせについては、西土佐でいえば、区長会等で報告させていただく。

【質疑：川村委員】

委員は民間ということだったが、行政からは一切入らないのか。

【答弁：篠田西土佐総合支所長兼地域企画課長】

このフォローアップ委員会に行政は入らないことにしている。

【質疑：安岡委員】

委員は区長会等、各分野から10名。これは過疎地域の、区長さんとか、そういう関係になるのか。市内全体からになるのか。

【答弁：篠田西土佐総合支所長兼地域企画課長】

今、想定してる中では、過疎地域の指定が西土佐地域ということで、区長さん等については西土佐の区長さんをお願いしたいと考えている。

今回の計画の中では、人材育成、また移住などの項目も出てきており、そういったことになると、市内全体の中で、動かれてる方をお願いするなど、その分野によって選任は考えていく。

【質疑：寺尾副委員長】

委員の構成については、市内に限らず、どういう有識者という方を想定されているのかというのがあれば、お聞きしたい。もう一つ、第8条のフォローアップを行うために、専門部会を置くことができるということだが、今後想定している専門部会等があるのか。

【答弁：篠田西土佐総合支所長兼地域企画課長】

まず専門部会は、特に今、想定してるものはない。

有識者については、女性の方も含め10名以内で、区長さん、高齢者の関係、教育関係、商工・農林関係で、組織にするのか、個人にするのか、そういったところも含めて、今後検討していきたい。

【質疑：寺尾副委員長】

有識者等の範疇の中に、専門的分野の方、例えば、大学でこういうことを専攻されている方というのは、今のところ考えてないのか。

【答弁：篠田西土佐総合支所長兼地域企画課長】

市のほうでは産業振興計画のフォローアップ委員会、まち・ひと・しごと創生総合戦略の会議もあり、そちらは、大学の先生等、専門的な方をお願いしている分野もあるが、そこまでは今のところ考えていない。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第25号議案、四万十市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：戸田総務課長補佐】

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和等について、地方公務員法第24条第4項により、国家公務員と同様の措置を講じるため、所要の改正を行うもの。概要の1点目として、非常勤職員の育児休業の取得要件について、「1年以上の在職期間」という要件を廃止するもの。もう1点目は、育児休業を取得しやすい環境整備に関する措置として、妊娠出産等を申し出た職員に対する、個別の周知、意向確認、勤務環境の整備を規定に加えるもの。

【質疑：寺尾副委員長】

第15条の、育児休業に関する相談体制の整備は、どこが管轄するのか。

【答弁：戸田総務課長補佐】

基本的には総務課で管轄するようになる。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第26号議案、四万十市非常勤特別職員の報酬及び費用弁償支給条例及び四万十市消防団員の定数、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：山本地震防災課長】

消防団、団員階級の報酬等の見直し、改正をするもの。消防庁から示された基準に基づき、現行の年額、3万5,000円を3万6,500円に改正するもの。あわせて第2条については出動報酬等の見直し。災害等、非常時の出動報酬については、現行の1回につき、3,500円を8,000円に。また、出初式や年末特別警戒、市が要請した訓練等の出務については、新たに支給の対象に加えた。また、ポンプ自動車等の機器整備について、人数制限を撤廃するもの。

改正に至った背景は、ここ数年、全国的に消防団員の大幅な減少が進んでおり、団員確保に当たり処遇改善が必要であるということから、消防庁から、令和3年4月に、非常勤消防

団員の報酬等の基準が示された。この基準に示された報酬、3万6,500円、災害時の出動報酬8,000円、訓練等についても市町村の実情において、出動報酬の額を設定するという基準をもとに、見直しを行い、令和4年度当初から新制度での運用開始とするよう、条例改正、予算措置を求められたもの。

【質疑：宮崎委員】

消防庁が示した基準があるが、市の消防団の独自の規定として別個のことにするわけにはいかないのか聞きたい。

消防団員の処遇改善はいいが、消防団員が集まらない理由は、都会の事情と田舎の事情は全く違う。都会の事情に合わせたこの制度にすることによって、田舎の消防団員が減っていく可能性がある。具体的に言うと、今までは消防団に報酬が入って、それを班に分けて、分団や班で使っていた。みんなが集まって何かしようと。ところが都会ではそれでは人が集まらないので、金額を上げて、個人の給料として振り込む。これが今回の改正。田舎でそれをやると集まる機会が奪われてしまう。田舎ではその関係がますます希薄になって団員が減っていく可能性がある。消防庁が示した基準と四万十市は独自に別の方向に行くということが可能なのか聞きたい。

【答弁：山本地震防災課長】

今回の条例改正と直接は関係ないが、報酬について、これまで団に入っていたものが個人への直接支給になるということで、今言われたように、集まり事に対して集まりが悪くなり、団結が薄れていくんじゃないかという懸念もあった。この改正に当たっては、昨年の夏ごろから、各分団長のところに足を運んで、そういったお話を伺ってきた。直接支給に伴って、そういった関係が薄くなることを、分団長も、心配されていた。しかし、中村地域の全ての分団長から、国の示した方針なので、それに従うのは仕方ないことだという回答もいただいている。確かに今言ったような心配事もあるが、そこを乗り越えた中で何とか団員も集めていきたいと分団長にもおっしゃっていただいた。我々も広報等を強化しながら、団員の確保に努めたいと思っているので、御理解をいただきたい。独自の運用というのは、すぐに頭に浮かばないが、県内他市の状況を聞いてみると、4年度から改正に踏み切れないという市町村も確かにある。独自運用が全然ないかといったらそうでもないと思うが、ほとんどの市町村が、国の示す基準に合わせて改正をすると聞いているので、本市としても、それに沿った形でやる。

【質疑：宮崎委員】

消防団員がいないのは、田舎の事情で人がいない。だから集まらない。特に若い世代は、勤めに出ているので地元のことができない。だから消防団に入れない。ちょうど年代の人間がいないから田舎は集まらない。消防団員の確保のために、頑張っていくということは、人口増を目指して頑張るといって大きな話になる。この上位法令があるのか。消防団はその地域での運用になる。今回はこれでもう抗う気はないが、やってみて、実際に弊害が出るとしたら、その部分を検討することを考えてほしい。分団長からは仕方ないという声しか聞かない。地域に合わないことに対して声も上げずに黙っている。独自運用で自分たちのルールがつかれるのなら、それをやるのが、行政じゃないか。それを一緒に考えていくのが議会じゃないか。

今後、これはだめだということになったときに、どういう道があるのかということを送りとしていただけたらありがたい。

2月に招集のメールがあったが、サイレンが鳴らなかった。現場は混乱したが、東山のサイレンが聞こえたので集まって開局しようとしたら、消防団は必要ない。すぐ閉局するように言われた。報酬が欲しいから集まったわけでも出動するわけでもない。指令系統をちゃんとしてほしい。お金の問題じゃないという人がいっぱいいる。そういうことをわかってほしい。こういうことがないように、報酬を上げたら、特に年間の予算措置から考えると、消防団員呼ぶのをやめようかということにならないように、そういうところは、市でも把握しておいてほしい。

【答弁：山本地震防災課長】

分団長レベルの方とは相当お話をさせていただいたが、それ以下の階級の方とのお話が、若干少なかったのかなと思う。今おっしゃったことは、消防に確認させていただき、話を聞いて、これからの対応の参考とする。分団長とのヒアリングの中で、これまで、市が払うべき予算、経費について、分団の経費で払っていただいた部分も、あったので、4年度からさび分けをし、市で支出をさせていただくといったことも併せてお話をさせていただいているので、御理解をお願いしたい。

【質疑：安岡委員】

確かに若い人も減ってるし、団員が減ってるということに対して、例えば、年齢制限とかを考えていくことはないのか。年齢の上限はないのか。

【答弁：山本地震防災課長】

定年制はない。下の年齢は条例を確認すると、18歳以上。

【質疑：川村委員】

団として困ったのは、いろいろな大会に行くことになったら、無償で、練習もしなければならぬし、大会にも出る。無償でというのはいけないので、みんなからお金を集めてその人に払うのだが一度個人に入ったものを、なかなか集めにくい。できれば、ある程度個人の分は少なくしてでも、一つの団に対して払うという仕組みにしてもらいたい。今回のことに対して反対するわけではないが、そういう一つの項目みたいなものを作って、やってもらったほうが、ありがたい。

【答弁：山本地震防災課長】

例えば、11月にやっている黒潮町との合同の総合訓練、そういったものは、今回、支給対象にしようということで考えている。団員が会議もしくは訓練等に出席した場合、ということで、出初式、春、秋のパレード、年末の特別警戒等の公式行事、市から要請した訓練等については、1回3,500円の報酬を、支払いの対象として支給する。

【質疑：川村委員】

実際に1日休んで3,500円だと、はっきり言って気の毒。

大会に出るときは、その前に、何日も何日も夜集まって、練習しなければならない。そういったところに、労力が要る。大会に出るのは能力のある人になるので偏ってくる。火災で出動するときは無償でもよいから、団に対して、ある程度運営できるようなお金を、そういう措置のほうに重きを置いてほしい。そうしてもらったほうが、団としてはまとまりもでき、運用しやすいと思う。

— 小休 —

— 正会 —

【答弁：山本地震防災課長】

分団長との話の中で、そういうことを言われたところもある。ただ、国が今、示しているのは、団員への直接支給をなささいということ。これまで、団のほうに報酬が入っていくのが、問題があったということもあったので、直接支給に変えるという指導。直接支給になって、団としては一旦個人に入ったものを、また集める手間も増えるという声もいただいた。そこはわかった上で各分団長さんも、了解しようと言ってくれた。今ほどいろいろいただいた声、もっと末端の団員まで話を聞くようにとのこと、そういったことにもこれから気をつける。

【意見：宮崎委員】

市の職員が消防団になったらいけないわけではない。そういう地域との繋がりを、職員が持つように、今後は考えていただきたい。勤務中に火事が出てこいと言うわけではない。土等の休みのときにパレードや訓練に参加したりはできるはず。そういうことも検討いただきたい。

【質疑：松浦委員長】

私も、宮崎委員や川村委員の意見に、現職の団員としては賛成の立場。独自の運用ができ

るのであればぜひお願いしたい。

総務常任委員長という立場で、消防議会に出席しているが、昨年度の決算の中で、黒潮消防署の、団員に対する報酬の不用額が約 50%程度あり、1,000 万円以上ほどが未執行だった。黒潮町は昨年は火事の件数は増えたが、大雨などが少なく出動回数が減ったとのこと。

黒潮町で大雨などのとき、警戒レベル 3 ぐらいになると、団員が屯所に集まって、待機されているとお聞きしている。そういうときに四万十市も報酬が発生するのか。

【答弁：山本地震防災課長】

本市も同様。待機して、拘束されるということになると、報酬の対象にさせていただく。

【質疑：松浦委員長】

出動する明確な基準を作るのか。例えば、黒潮町の場合は警戒レベル 3 と聞いているが、四万十市もそういう規定をつくるのか。

【答弁：山本地震防災課長】

明確なレベル等では今決めてないが、消防と地震防災課で協議し判断して、招集のお願いをすることになっている。

【質疑：宮崎委員】

機器整備で、労力は、小型ポンプ付積載車のほうがかかるのに、なぜ 50 円安いかわからない。その辺も次回変更ができる 때가あれば、ここに差をつける必要がないのではないかと思うので、その辺も、分団長に聞いてみていただきたい。

【答弁：山本地震防災課長】

宮崎委員が言われたように、ポンプの上げ下ろしには、労力がかかり、人数がいるということで、予算の積算上は、人数については配慮して予算計上させていただいている。

— 小休 —

— 正会 —

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第 27 号議案、四万十市一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：戸田総務課長補佐】

令和 3 年人事院勧告の趣旨に沿って、令和 4 年度以降の一般職員及び特定任期付職員の期末手当について必要な改正を行うもの。一般職員の期末手当を、0.15 か月分、再任用職員及び特定任期付職員の期末手当を 0.1 か月分引下げするため、所要の改正を行うもの。

令和 3 年 12 月期末手当分については、見送られた減額分を、令和 4 年 6 月の期末手当において調整することとしている。

2 点目は、令和 3 年 11 月 19 日に閣議決定された、コロナ克服、新時代開拓のための経済対策で、地域で一定の役割を担う医療機関に勤務する看護師、看護職員を対象に、収入を 1% 程度引き上げる処遇改善事業を実施することになっている。当該事業の要件に該当する市民病院の看護師を対象に、特殊勤務手当として支給できるよう改正をするもの。

【質疑：西尾委員】

1%程度引き上げる処遇改善は、いつまでという期間はあるか。

【答弁：戸田総務課長補佐】

今回の処遇改善事業は、令和 4 年 9 月まで。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●続いて、「第 28 号議案、四万十市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例及び四万十市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例」について審査を行った。

【説明：戸田総務課長補佐】

令和 3 年人事院勧告の趣旨に沿った、一般職員の期末手当の改正に合わせ、市長、副市長、教育長及び市議会議員の期末手当を 0.1 か月分引下げのため、所要の改正を行うもの。

一般職員と同様に、令和 3 年 12 月期末手当で見送った減額分については、令和 4 年 6 月の期末手当において調整をする。

※質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、「第 41 号議案、辺地総合整備計画の変更について」の審査を行った。

【説明：田能財政課長】

本市総合整備計画については、令和 2 年の 12 月議会で議決いただき、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の計画期間で、現在それぞれ整備を進めているが、今回、西土佐北部辺地における消防施設整備、具体には、西土佐半家地区での防火水槽の整備事業。当初計画していた工法に変更が生じ、計画事業を上回ることとなったので、事業費並びに、辺地対策事業債の予定額を増額変更させていただくもの。

【質疑：西尾委員】

増額の理由は。

【答弁：田能財政課長】

当該防火水槽については、市道路上に設置する計画をしている。

当初の設計では防火水槽を埋める穴をオープンカットで施工する予定だったが、オープンカットにすると、道路の掘削幅が広がる。周辺住民の交通への影響が大きいだらうということで、オープンカットではなくて、片側通行ができる矢板工法に変更した。矢板工法にすると矢板の費用が増額になる。

※他に質疑なく終了

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●以上で、本委員会に付託を受けた議案の審査はすべて終了した。

— 小休 —

○任期最後の委員会となるため松浦委員長が挨拶。

— 正会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。